

テーマ：生まれたところ、住んでいる場所によって守られるべき権利が侵害されることがないように ～この邦に生きる幸せ、山梨で暮らす安心を目指す～

### 提言書(概要版)

R4年度調査から見えてきたこと

- ◎行政単位が小さくなればなるほど、マンパワーは限定され、より専門性の高い知識や判断を要する制度の運用がうまくできない
- ◎より本人の意思を尊重することが出来るような制度の運用が出来ていない(後見類型に偏重)
- ◎マネジメントする行政のマンパワー不足と経済的な見通しの低さから持続可能な権利擁護支援体制となりえていない
- ◎権利擁護の在り方や後見制度との連動に対する行政担当者や支援者の知識不足や意識の低さ
- ◎成年後見制度の運用に前向きな行政と無関心な行政とで具体的な対応に顕著な地域格差



#### 《市町村への提言》

##### ① ニーズ調査の実施

具体的な対象者に向けた潜在的ニーズ調査を定期的の実施し、地域のニーズの把握をし、利用促進の方策を検討していく必要あり

##### ② 保佐類型、補助類型での制度の積極的活用

本人意思の判断能力や身体的な機能が著しく低下した切迫した状況下で後見制度の活用を検討するのではなく、保佐類型、補助類型レベルでも後見制度の検討が積極的にされることで、サポートを受けながら地域での自立した生活を送ることができるようになる

##### ③ 普及、啓発の一層の促進

地域包括支援センターや基幹相談支援センター、社会福祉協議会、地域自立支援協議会等との協力を得てそれぞれの自治体の状況を見極めながらより効果的な手法により広報活動を行い、制度利用が必要な人のもとへ情報を届けられるようにする工夫が必要

##### ④ 後見人支援機能の充実

受任した者の活動を支え、本人等の最善の利益が尊重されるよう地域・チームで支える体制づくりをしていくべき

##### ⑤ 人材育成、職員教育

権利擁護推進に必要な専門的知識や意識の向上を図り、効果的な制度運用をしていくための人材育成や職員教育を行うべき

#### 《県への提言》

##### ・中核機関の設置の推進

次期障害福祉計画の中に具体的な期限等を明示するだけでなく、制度推進の核となる中核機関未設置の自治体に対して具体的な事業モデルを提示し設置推進すべき

##### ・行政担当者に対する研修の実施

市民との窓口になる行政等担当者(障害福祉担当課・介護保険担当課・地域包括支援センター・基幹相談支援センター等)に対する権利擁護の視点や知識の普及啓発を目的とした研修の実施

例 専門職団体との協力による法的理解と具体的事例による学習

～～山梨県自立支援協議会・成年後見利用促進 WT～～